



令和5年5月25日

# 令和5年5月定例会会議録

中讃広域行政事務組合議会

中讃広域行政事務組合告示第7号

令和5年中讃広域行政事務組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月17日

中讃広域行政事務組合 管理者 松永恭二

- 1 日時 令和5年5月25日 午前9時30分  
2 場所 クリントピア丸亀 3階 研修室3

出席議員 18名

1番	三宅真弓君	11番	山下康二君
2番	香川勝君	12番	森藤泰生君
3番	横川重行君	13番	安川稔君
5番	真鍋順穂君	14番	村井勉君
6番	横田隼人君	15番	小川保君
7番	大前誠治君	16番	中野一郎君
8番	金崎大和君	17番	白川正樹君
9番	宮武昌史君	18番	三好郁雄君
10番	川向武君	19番	竹林昌秀君

説明のため出席した者

管理者	松永恭二君	総務課長	松尾一徳君
副管理者	辻村修君	企画課長	塚本公紀君
副管理者	片岡英樹君	租税債権管理課長	澤井一樹君
副管理者	丸尾幸雄君	施設管理課長	中尾壮志君
副管理者代理	長森正志君	エコランド林ケ谷所長	原章司君
会計管理者	向井光平君	仲善クリーンセンター所長	
事務局長	岸上直美君	クリントピア丸亀所長	好永邦秀君
		瀬戸グリーンセンター所長	原義宗君

職員出席者

総務課長補佐	石川恵美子君	総務課係長	山地充洋君
総務課副主幹	大西幸代君	総務課主事	石川悠介君

## 議事日程

日程第1		議長の選挙
日程第2		会期の決定
日程第3		議席の指定
日程第4		会議録署名議員の指名
日程第5		管理者の事業報告
日程第6	議案第1号	専決処分の承認について (中讃広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の制定)
	議案第2号	専決処分の承認について (中讃広域行政事務組合情報公開条例の制定)
	議案第3号	専決処分の承認について (中讃広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定)
日程第7	議案第4号	令和5年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
日程第8	議案第5号	中讃広域行政事務組合ごみ処理施設集約化検討委員会設置条例の制定について
日程第9	議案第6号	監査委員(議員選出)選任の同意について
日程追加	議員提出議案 第1号	中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第10	一般質問	

---

## 会 議

[午前9時30分 開会]

### ○副議長(山下康二君)

おはようございます。定刻の時間が参りました。議会の開会に先立ちまして、私から御挨拶を申し上げるとともに、皆様方の御了承をいただきたいと存じます。

現在、組合議会の議長は欠員となっております。従いまして、新しい議長が決定されるまで、副議長である私が、議長の職務を執行させていただきますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年中讃広域行政事務組合議会5月定例会を開会いたします。この際、議事進行上、今回、組合議員になられた議員の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

それでは、日程に入る前に、新たに組合議会の議員になられました方々に御挨拶をいただきたいと存じます。

申し訳ございませんが、現在お座りの議席でお願いいたします。

まず、丸亀市議会の三宅真弓議長、お願いいたします。

### ○丸亀市議会議長(三宅真弓君)

(三宅議長 あいさつ)

### ○副議長(山下康二君)

続きまして、丸亀市議会の香川勝副議長、お願いいたします。

### ○丸亀市議会副議長(香川勝君)

(香川副議長 あいさつ)

○副議長（山下康二君）

続きまして、善通寺市議会の金崎大和議長、お願いいたします。

○善通寺市議会議長（金崎大和君）

（金崎議長 あいさつ）

○副議長（山下康二君）

続きまして、善通寺市議会の宮武昌史副議長、お願いいたします。

○善通寺市議会副議長（宮武昌史君）

（宮武副議長 あいさつ）

○副議長（山下康二君）

続きまして、善通寺市議会の川向武議員、お願いいたします。

○善通寺市議会議員（川向武君）

（川向議員 あいさつ）

○副議長（山下康二君）

以上で、皆様方の御挨拶は終わりました。都合により、ここで暫時休憩いたします。ただいまから、議長の選挙について、中讃広域行政事務組合議会連絡協議会を開催し、別室での協議をお願いいたしますので、同連絡協議会設置内規第3条の規定によりまして、関係市町の議長さんにお集まりいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

[午前9時35分 休憩]

---

[午前9時45分 再開]

~~~~~

日程第1 議長の選挙

○副議長（山下康二君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより、日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。お諮りいたします。議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づきまして、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山下康二君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名推選人につきましては、三宅議員にお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（山下康二君）

御異議なしと認めます。それでは、三宅議員、お願いいたします。

○1番（三宅真弓君）

議長、1番。

○副議長（山下康二君）

1番、三宅真弓君。

○1番（三宅真弓君）

組合議会議長には、普通寺市議会の金崎議長に、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（山下康二君）

ありがとうございました。お諮りいたします。ただいま、1番三宅議員から御指名がありましたとおり、金崎大和君を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山下康二君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名がございました、金崎大和君が議長に当選されました。議長に当選されました金崎大和君が議場におられますので、本席から組合議会が準用する普通寺市議会会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。それでは、新議長さんに就任の御挨拶をお願いいたします。8番、金崎大和君、登壇をお願いいたします。

○議長（金崎大和君）

ただいま御選任いただきました金崎でございます。議長としてですね、開かれた議会としていきたいと思っております。各議員さんにおかれましてはですね、何卒御協力御尽力賜りたくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（山下康二君）

これをもって、私の職務は終わりました。皆様方の御協力をいただきまして、無事職務をまっとうできましたことを、心から感謝いたします。ありがとうございました。それでは、金崎大和議長さん、議長席にお着き願います。

〔副議長（山下康二君）退席、議長（金崎大和君）着席〕

○議長（金崎大和君）

それでは、ただいまからの議事を、お手元の議事日程により、進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（金崎大和君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 議席の指定

#### ○議長（金崎大和君）

日程第3、議席の指定を行います。組合議会が準用する善通寺市議会会議規則第4条第2項の規定により、新たに選出されました議員の議席を指定いたします。それでは、その議席番号及び氏名を、総務課長から朗読いたします。

〔総務課長（松尾一徳君）朗読〕

---

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 議席番号1番  | 三宅真弓議員 | 議席番号2番 | 香川勝議員  |
| 議席番号8番  | 金崎大和議員 | 議席番号9番 | 宮武昌史議員 |
| 議席番号10番 | 川向武議員  |        |        |

---

#### ○議長（金崎大和君）

ただいま朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

~~~~~

### 日程第4 会議録署名議員の指名

#### ○議長（金崎大和君）

日程第4、会議録署名議員を指名いたします。署名議員には、組合議会が準用する善通寺市議会会議規則第86条の規定により、16番中野一郎君、17番白川正樹君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第5 管理者の事業報告

#### ○議長（金崎大和君）

日程第5、管理者の事業報告をお願いいたします。

#### ○管理者（松永恭二君）

議長。

#### ○議長（金崎大和君）

管理者。

〔管理者（松永恭二君）登壇〕

#### ○管理者（松永恭二君）

おはようございます。

2月定例会以降の共同処理事務の執行状況につきまして、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総務課について申し上げます。

去る4月1日に人事異動を実施し、新規採用職員1人を含む26人に辞令を交付いたしました。その結果、令和5年度の職員数は、組合職員52人、市町派遣職員13人、併任職員1人、会計年度任用職員11人の計77人で、昨年度より1人減となっております。なお、今回の人事異動では、人材育成はもとより、市町との相互理解、連携強化を図ることを目的とした人事交流として、丸亀市に職員1人の派遣を行っております。今後とも、職員の適性を見極めた上での適正配置

と、事務の効率化かつ安定的な行政運営の確保に向け努力してまいります。

また、今年度より専門的知識を有するメンタルヘルス相談窓口を開設いたしました。従来、組合職員のメンタルヘルスに関する相談については、総務課職員が対応しておりましたが、昨今の深刻化する相談内容にも対応可能となる、委託業者から派遣された保健師など専門のスタッフが対応に当たるもので、気軽に相談できる環境を整備することにより、職員に寄り添ったケアが可能になるものと考えております。

次に、企画課について申し上げます。

自治体 DX 推進アドバイザー業務について申し上げます。各自治体においては自治体 DX に向けた取り組みが進められており、構成市町においても様々な施策が進められております。しかしながら人材面、情報面で不安を抱えることも多く、どの様な形で DX を進めていくか苦慮している状況が考えられますことから、構成市町の不安解消を積極的にサポートすることを目的に、自治体 DX 推進アドバイザーを導入いたしました。令和 5 年度においては、機運醸成、現状把握を行った上で、令和 6 年度以降の実施事業についても提案をいただくこととしております。自治体 DX 推進アドバイザーを活用することにより、中讃広域圏の DX がより充実したものになるものと期待しております。

広域行政推進事業について申し上げます。

今年で 50 回を数えました中讃地区広域行政圏内中学校陸上競技大会及びソフトテニス大会を実施いたしました。今回はソフトテニス大会を 4 月 29 日に、陸上競技大会を 4 月 30 日に開催いたしましたところ、ソフトテニスに 228 人、陸上競技に 166 人の参加がありました。大会につきましては、各中学校関係者等に御協力をいただき、無事開催することができました。なお、今後の大会の在り方については、引き続き関係機関と協議してまいります。

次に、企画課認定審査室について申し上げます。

認定審査業務では、介護認定審査委員 60 人と障害者総合支援認定審査委員 11 人に委嘱状を交付いたしました。そのうち、新規介護認定審査委員の 10 人におかれましては、3 月中に研修を受講いただいております。

令和 4 年度の介護保険認定審査業務につきましては、認定審査会を 182 回開催し、簡素化審査による認定者 1,019 人を含む 8,268 人の認定審査を行いました。申請区分の内訳は、新規申請が 37.1 パーセント、更新申請が 55.0 パーセント、区分変更申請が 7.9 パーセントとなっており、この間の一次判定変更率は 1.8 パーセントとなっております。なお、認定有効期間の 48 か月間の延長者数は 2,347 人で自立を除く更新申請者の 51.9 パーセント、36 か月間の延長者数は 2,142 人で自立を除く更新申請者の 47.3 パーセント、24 か月間の延長者数は 3 人で自立を除く更新申請者の 0.1 パーセント、12 か月間の延長者数は 3,436 人で自立を除く新規及び区分変更申請者の 94.0 パーセントであります。

また、令和 4 年度の障害者総合支援認定審査業務につきましては、認定審査会を 24 回開催し、412 人の区分判定を行いました。この間の一次判定変更率は 1.5

パーセントとなっております。なお、非定型ケースにつきましては 39 人で、合計 451 人の認定審査を行いました。

次に、租税債権管理課について申し上げます。

令和 4 年度の滞納整理状況につきましては、前年度からの繰越しを含めた移管総額は 8 億 4,469 万 1,151 円、滞納者数にして 4,711 人であり、徴収額は 2 億 3,602 万 313 円、徴収率は 27.9 パーセントとなっております。なお、延滞金などを含めた徴収総額は 3 億 1,196 万 3,595 円となっております。

また、滞納者の預貯金、不動産、給与等の財産差押えにつきましては 834 件、捜索につきましては、市町税務課職員の御協力をいただきながら 74 件実施いたしました。

次に施設管理課について申し上げます。

令和 4 年度に取り組んでおりました焼却施設の集約化に関する 3 件の業務委託につきましては、いずれも令和 5 年 3 月 31 日までに業務を完了しております。

まず、「クリントピア丸亀長寿命化総合計画」策定業務ではクリントピア丸亀を令和 29 年度まで使用するため、施設の建物及び設備について、健全度・安全性等を調査・確認し、基幹的設備改良工事の工事範囲と設備の整備スケジュールについて取りまとめたものとなっております。なお、建築物の躯体につきましては、今回の調査により修繕の必要な箇所はありますが、令和 29 年度まで使用可能であることが確認されております。

「プラスチックごみ等に関する調査」業務につきましては、ごみ組成調査の結果を基に、焼却処理しているごみに含まれるプラスチックごみの処理量を推計した結果、プラスチックごみを資源ごみとして分別回収し、クリントピア丸亀で焼却しなくなった場合でも、焼却処理における発熱量や熱回収による発電量への影響はないとの報告がありました。

「PFI 等導入可能性調査」業務につきましては、クリントピア丸亀基幹的設備改良工事及び運営維持管理委託に関する事業方式や業者選定方式について検討しております。PFI 等導入可能性調査の詳細につきましては、後ほど全員協議会で御説明いたします。

次に、施設管理課エコランド林ケ谷について申し上げます。

エコランド林ケ谷における令和 4 年度のごみ搬入量は 3,164 トンとなり、前年度と比較いたしますと 243 トン、率にして 7.1 パーセントの減となっております。また、平成 11 年 3 月の搬入開始から、令和 4 年度末まで 24 年間の総搬入量は 20 万 5,380 トンとなり、埋立率は、約 73.6 パーセントとなっております。その他、主要な委託業務につきましては、不燃物等埋立業務、浸出水処理管理業務とも 3 月中に業者選定を行い、遅延なく 4 月 1 日より業務を開始しております。

また、現在焼却施設で行っております焼却灰資源化事業や、令和 10 年度以降のごみ処理施設集約化事業に伴い、エコランド林ケ谷への埋立てごみ搬入量が減量される見込みでありますことから、令和 4 年度にエコランド林ケ谷の延命化計画を策定いたしました。この内容につきましては、後ほど全員協議会で御説明い



たします。

次に、施設管理課仲善クリーンセンターについて申し上げます。

令和4年度のごみ搬入量は1万3,546トンとなり、前年度と比較いたしますと265トン、率にして2.0パーセントの増となっております。内訳といたしましては、家庭系ごみが2.5パーセントの減、事業系ごみが10.1パーセントの増となっております。

施設整備につきましては、2月に空気過熱器の伝熱管取替工事、3月には中央監視装置更新工事を行い、予定しておりました工事は全て完了いたしました。なお、施設の運転につきましては、長期運営維持管理委託も4年目に入り、委託業者により順調に稼働しております。

次に、情報センターについて申し上げます。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応といたしまして、改版された国の手順書に基づき、現行システムのベンダー4社を含む11社に対し、簡易的なRFIによる情報収集を実施いたしました。標準準拠システム移行対応の受託方針等について確認したところ、現行ベンダーは全て受託可能でありましたが、他のベンダーは既存顧客の対応を優先とするため不可能との回答でありました。この回答を受け、情報システム部会を開催し協議した結果、今回の移行対応については、現行ベンダーへ委託するという方針を決定いたしました。依然として国からの情報は不足している状況ではありますが、より詳細な仕様開示に基づくベンダー提案等について検討を行い、移行計画の策定を進めてまいります。

そのほか、行政手続のオンライン化及び戸籍証明書の広域交付や戸籍の副本参照を可能とする戸籍情報連携システム接続のためのシステム改修は昨年度内に完了し、4月に行われました香川県議会議員選挙、善通寺市議会議員選挙の入場券印刷、そして、固定資産税と軽自動車税の当初課税における納税通知書等の作成事務についても滞りなく完了しております。

次に、クリントピア丸亀について申し上げます。

令和4年度のごみの搬入量は3万9,153トンで、前年度に比べ737トン、率にして1.8パーセントの減となっております。内訳といたしましては、家庭系ごみは2.7パーセントの減、事業系ごみは0.4パーセントの増となっております。また、臨時で受入れを行っております坂出市と宇多津町の可燃ごみについては、1,383トンの搬入となっております。なお、この可燃ごみ臨時受入れは、令和5年度も継続して実施いたします。

長期運営維持管理業務委託につきましては、平成23年度の業務開始から令和7年度末までの15年間となっております。事業実施計画書に基づきまして業務を円滑に遂行しております。

続きまして、エコ丸工房の活動状況について申し上げます。

令和4年度の利用者数は1万4,160人で、前年度に比べ927人、率にして7.0パーセントの増となっております。これは、コロナ禍ではありますが、人流が少し回復傾向となったことが来場者の増に繋がっております。しかしながら、コロ

ナ禍前の2万人前後の来場者と比較しますと、完全回復とは言い難い状況でございます。その中で、ガラス工房についてモニタリングを2年間行いました結果、収入の増と支出の抑制につきましては目標を達成できたものの、新型コロナウイルスの感染再拡大もあり、全体として目標の評点数に少し及ばなかった事について、エコ丸工房運営委員会で協議した結果、利用者に関する評点項目はコロナ感染症拡大の影響を受けたものであり、それ以外の内容は評価できるとの意見を受け、引き続きモニタリングを実施することとなっております。

今後とも、焼却施設としての安心・安全な運転はもとより、本組合3R活動の中核施設として利用を促進し、圏域内廃棄物の減量化に努めてまいります。

最後に、瀬戸グリーンセンターについて申し上げます。

令和4年度のし尿等の搬入量は、年間5万1,559キロリットルで、前年度に比べ924キロリットル、率にして1.8パーセントの減となっております。

また、令和4年度のコンポスト製品の販売数は、年間4万2,109袋で、前年度に比べ409袋、率にして1.0パーセントの減となっております。

コンポスト製品の販売方法等の変更につきましては、各市町の広報等で周知いただいたところ、肥料の市場価格が高騰していることから、当施設に問い合わせも増えてはおりますが、大きな混乱もなく順調に販売しております。

今後とも、安定した施設機器の運転と製品の高品質化及び普及促進に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、最近における事業の報告とさせていただきます。今後とも、議員の皆様方におかれましては益々の御協力と御支援をお願い申し上げます。

#### ○議長（金崎大和君）

管理者の事業報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

以上で、管理者の事業報告は終わりました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第1号～第3号

#### ○議長（金崎大和君）

日程第6、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

件名は総務課長より朗読いたします。

〔総務課長（松尾一徳君）朗読〕

議案第1号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の制定）」

議案第2号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合情報公開条例の制定）」

議案第3号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合情報公開・個人

情報保護審査会条例の制定)」

---

○議長（金崎大和君）

以上、一括上程議案について管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二君）

議長。

○議長（金崎大和君）

管理者。

〔管理者（松永恭二君）登壇〕

○管理者（松永恭二君）

議案第1号から議案第3号の各議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

専決処分の承認につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることにより、個人情報保護に関する法律が改正され、地方公共団体においても同法が直接適用されることとなるため、本組合においても個人情報保護に関する各条例を整備するとともに、情報公開制度に対応する条例についても併せて制定を行ったものであります。各条例制定につきましては、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金崎大和君）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第3号までの各案を一括して採決いたします。

件名は総務課長より朗読いたします。

〔総務課長（松尾一徳君）朗読〕

---

議案第1号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の制定）」

議案第2号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合情報公開条例の制定）」

議案第3号「専決処分の承認について（中讃広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定）」

○議長（金崎大和君）

議案第1号から議案第3号までの各案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までの各案はいずれも原案のとおり承認いたしました。

~~~~~

日程第7 議案第4号 令和5年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第1号)

○議長（金崎大和君）

日程第7、議案第4号「令和5年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二君）

議長。

○議長（金崎大和君）

管理者。

〔管理者（松永恭二君）登壇〕

○管理者（松永恭二君）

議案第4号の補正予算議案につきまして、御説明申し上げます。令和5年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、第1条で予算の総額に歳入歳出それぞれ225万5,000円を追加し、予算の総額を12億9,751万6,000円とするものであります。内容につきまして、御説明いたします。共同システム費において、香川県の子ども医療費助成制度の対象年齢拡充対応に係るシステム改修経費として業務委託料225万5,000円を追加し、この財源といたしまして市町負担金を充当するものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金崎大和君）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号「令和5年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」

は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。  
~~~~~

日程第8 議案第5号 中讃広域行政事務組合ごみ処理施設集約化検討委員会設置条例の制定について

○議長（金崎大和君）

日程第8、議案第5号「中讃広域行政事務組合ごみ処理施設集約化検討委員会設置条例の制定について」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二君）

議長。

○議長（金崎大和君）

管理者。

〔管理者（松永恭二君）登壇〕

○管理者（松永恭二君）

議案第5号の中讃広域行政事務組合ごみ処理施設集約化検討委員会設置条例の制定につきまして、御説明申し上げます。クリントピア丸亀の基幹的設備改良工事及び長期運営維持管理事業に関して、最適な事業方式及び発注方式等を検討するにあたり、技術的な専門的知識を有する学識経験者等専門家による提言を求め、これを目的に地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく委員会を設置することについて、必要な事項を定めるものであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金崎大和君）

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号「中讃広域行政事務組合ごみ処理施設集約化検討委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。  
~~~~~

日程第9 議案第6号 監査委員（議員選出）選任の同意について

○議長（金崎大和君）

日程第9、議案第6号「監査委員（議員選出）選任の同意について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、中野一郎君、除斥となりますので、退席・退場願います。

[16番（中野一郎君）退席・退場]

○議長（金崎大和君）

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（松永恭二君）

議長。

○議長（金崎大和君）

管理者。

[管理者（松永恭二君）登壇]

○管理者（松永恭二君）

議案第6号の「監査委員（議員選出）選任の同意について」は、議員のうちから選任される監査委員が前任者の辞職により現在欠員となっておりますので、後任の監査委員に中野一郎議員を選任いたしたく、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の御同意をいただきたいのであります。

よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金崎大和君）

提案理由の説明は終わりました。本件に対し、御意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金崎大和君）

御発言もなければ、これより採決いたします。

議案第6号「監査委員（議員選出）選任の同意について」は、原案を同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、議案6号は、原案を同意することに決定いたしました。中野一郎君の入場を許します。

[16番（中野一郎君）入場]

~~~~~

日程追加 議員提出議案第1号 中讃広域行政事務組合議会の個人情報  
の保護に関する条例の制定について

○議長（金崎大和君）

次に、お手元に配付してありますように、議員提出議案第1号「中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」が提出されてお

ます。

お諮りいたします。

この際、議員提出議案第1号「中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、この際、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議員提出議案第1号「中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（宮武昌史君）

議長。

○議長（金崎大和君）

9番。

〔9番（宮武昌史君）登壇〕

○9番（宮武昌史君）

議員提出議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報保護について必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

なお、組合議会の条例につきましては、善通寺市議会の個人情報の保護に関する条例の規定を準用いたします。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（金崎大和君）

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

討論もないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号「中讃広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金崎大和君）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いた

しました。

~~~~~

## 日程第 10 一般質問

### ○議長（金崎大和君）

日程第 10、これより「一般質問」を行います。一般質問の通告がありますので、発言を許します。発言はそのまま議席にてお願いいたします。

19 番竹林昌秀君。

### ○19 番（竹林昌秀君）

まんのう町の竹林昌秀です。しばらくお時間をいただきます。私、こないだ第 14 旅団の創隊記念式典に行って、岩国の航空自衛隊と米軍の航空基地も見学させていただいて、訓練も行き届いた実に頼りになる部隊を拝見させていただきました。広域の議会で皆様一緒にいきませんか。

今回私の質問はですね、前回議会の時にここの施設で火事があったんですよ。私が思ったのは、廃棄物処理場というのは危ない仕事をしよんやなと思ったんです。えらいこっちゃと。職員の安心・安全はどうやろかなと。いっぺん聞いてみないかなと。で、この質問になったわけですね。当広域が運営する廃棄物処理施設、最終処分場とかの法令遵守、管理の現状と課題、今後の手立てを問う。この第 1 項目はですね、当広域が運営する廃棄物処理施設において、労働安全衛生法に基づく管理の内容、その経過と現状の説明を求める。施設毎に一覧表をつけてくれたら分かる。管理者の経過報告も数字を口で言われたって、あれグラフを付けとったら一発じゃ。グラフの解釈あたりをですね、皆さんお気づきが違うと思いますから、法的なものの見方をしたら広域行政が発展すると思いますね。やっぱり口だけで言うのではなくて資料を付けたらどうかな、なんて思います。監督機関への報告、指導はどうなっているのか。労働安全衛生法は監督機関がありますよね。これについて報告を求める。これが第 1 項。

第 2 項。施設毎の公害防止の対策。色々、広域行政は苦心惨憺してきましたね。厚労省の指導基準もあんまり明確じゃなかったり、やってみな分からんことがある。今、本当に私の地元なんかでも立派な運営をされておりますけれども、環境アセスメントに関連する対策とか現状、どんなことを努力されているのかですね。自慢話で結構ですから、御説明願いたい。

3 つ目にはですね、廃棄物処理場や最終処分場いうたら何を管理しよるんか。これやったらええんや、これやったらよくないんや、努力せないかんのやを判断する指標がいますよね。それがですね、トン当たりの処理単価です。総費用を何トン処理したで割ったら、これが上がった下がったというたら効率が上がった下がったというわけですね。私は合理主義の住友でおって原価計算と単価計算と工程管理と在庫管理と日に日に表とグラフを見ていくところから社会人をスタートしました。いわば、広域が 1 番大事な仕事でやっているのは、廃棄物処理であり、迷惑施設の運営であり、清掃工場ですね。工場の関連で商売みたいな。トン当たり出してくれや。これが今、年次成果報告書に載るようになっていきます。ところ



が、ここ10年間で、5年間で、どないきたんやと。一般廃棄物処理場に埋め立てるトン数は減つとる。減ったら施設の稼働率は下がりますから、トン当たりは高くなる可能性はありますね。単に上がったたり下がったりではいかんけど、まず基礎はこのトン当たりの処理単価ですよ。これ見よつたらまた経営改善できとんや、市町村の負担金下げられるぞ、こうなるわけですね。

4つ目。これをね、県下の市町村の横並びの比較表を作つたらどうですか。どうということかという、なんぼ職員が努力したって、ぼろの施設、設備を入れたら絶対効率は上がらん。広域職員にとって1番大事なことは、これが耐用年数が来たら、次どこのメーカーどの道具にするかの選別です。それは、三豊がこれをやつとる、高松がこれ使いよる、安いところの、結果のええところの装置を選んだらええんです。それはもう、選定する前に検討するのではなくて、毎年調べとけばええんや。横並びですよ。自分とこの数字だけ見たってわかりやせんがな。こういうわけですね。これが4番目。

そして5つ目。清掃工場であつてですね、工場の生産管理の手法が使えるんじゃないか。こういう基本的な指導をしているのは日本能率協会ですね。アメリカのデミング博士の工程管理や生産管理の手法を日本中が努力をして、アメリカより上の水準にいった。その1番のお手本がトヨタですね。この方法を広域が導入したらどうか。日本能率協会と日本生産性本部は四国電力のビルの中に、四国生産性本部があります。そこが、点検してくれる。ここに委託料を払って点検したらどうか。コンサルタントに頼んで見てもろたらどうか。そして、職員を日本能率協会と日本生産性本部に送り込んで研修を受けたらええ。ただ1人だけ行かしたら戻ってきた職員だけ賢くなって、みんなから孤立する。複数で行つたら、あれはうちでできる、あれはうちでは無理やなど言えるから複数でやらなんたら、できる職員ほどいじめられる。これを求めます。

私はこの一般質問の場を、広域行政のことやみんな視界に入つたらんから急に出てきたってなんちゃ分からせん。ある一定水準に、我々が、知識、理解、構造を理解せんといかんわけですね。一般質問の場を借りて、事務方にはご苦勞ですが、御説明いただいて、少しでも我々がみなさんのやっている行政の内容を理解できるようにしてもらつたらということでもあります。

以上、管理者の答弁を求める。

○議長（金崎大和君）

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（松尾一徳君）

議長。

○議長（金崎大和君）

総務課長。

〔総務課長（松尾一徳君）登壇〕

○総務課長（松尾一徳君）

19番竹林議員の組合廃棄物処理施設における労働安全衛生法に基づく管理の

内容、また、その経過と現状の説明、監督機関への報告や指導の受け方に関する御質問につきまして、お答えいたします。なお、御質問では、施設毎の一覧表の添付という事でしたが、組合施設間の安全衛生に関する取組みには大きな差がございませんので、口頭にて失礼いたします。

労働安全衛生法は、議員御存じの通り職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成する目的で制定された法律で、本組合は、法律で定められた衛生管理者等の選任や安全・衛生委員会等の設置が必要のない小規模な自治体に該当いたしますが、法令に従い、講習を受けた上で、事務系の課では、衛生推進者、廃棄物施設では、安全衛生推進者等を選任し、安全衛生管理を行っております。

その内容といたしましては、朝礼等の基本的な職場安全の履行から、危機管理マニュアルの策定、避難訓練の実施、また職員からの安全管理に関する要望等を組合課長会で審議する等、様々な形で安全衛生管理に努めております。

加えて焼却施設におきましては、ダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画を基に委託業者と共にダイオキシン類ばく露防止対策やその他安全対策等を議題とする、対策委員会を毎月開催しております。

また、過去には組合全体の取組みとして、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会からの職場環境改善アドバイザーの派遣事業を実施し、労働安全衛生管理の専門家が各施設の状況を点検し、改善すべき点等について指摘や助言を受け、必要な箇所の改良・改善を実施いたしました。

なお、監督機関への報告や指導につきましては、安全衛生に関する定期的な報告は義務付けられていないため行っておりませんが、事故等が発生した場合には必要に応じて報告し、指導に沿った対応を行っております。

以上、簡単ではありますが、私からの答弁といたします。

○施設管理課長（中尾壮志君）

議長。

○議長（金崎大和君）

施設管理課長。

〔施設管理課長（中尾壮志君）登壇〕

○施設管理課長（中尾壮志君）

引き続きまして、施設管理課よりお答えいたします。「施設毎の公害防止の対策、環境アセスメントに関連する対策の現状と課題を問う。」の御質問につきましてお答えいたします。なお、施設毎の回答となりますが、施設管理課の私のほうから代表してお答えさせていただきます。

まず、エコランド林ヶ谷最終処分場でございますが、公害防止対策につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき制定された「一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により施設の維持管理、日々の埋立処理、水質の分析検査を実施し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水及び処理水のダイオキシン類分析検査を実施してござい

す。結果につきましては県へ報告を行うと共に HP でも情報公開を行っております。

次に仲善クリーンセンター並びにクリントピア丸亀の焼却施設につきましても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき制定された「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」により施設の維持管理を行うと共に、中間処理を行う上で大気汚染防止法に基づき排ガス濃度等の分析検査を実施しております。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシンの分析検査を実施し、結果については県へ報告を行うと共に HP で情報公開を行っております。

最後に、瀬戸グリーンセンターのし尿処理場につきましては、水質汚濁防止法の特別法である瀬戸内海環境保全特別措置法に定められた排水基準を遵守し、施設から排出される放流水について月 2 回の中讃保健所を含みます外部機関による放流水の水質検査に加え、職員による月 1 回以上の水質検査を行い管理しており、またその結果については毎月、県に報告を行っております。

また、いずれの施設におきましても、基準値を十分満たした安全な結果が出ており、地元に対して各種分析結果を含めた維持管理状況の報告を毎年行った際にも、健全な施設であることの御理解をいただいている状況でございます。

なお、環境アセスメントに関しましては、施設の新設や大規模な更新などが対象となるため、現在対象となる施設はございません。

各施設につきましては、施設の老朽化という課題がございますが、中・長期計画を策定し、延命化に向けた取組みを行っているところでございます。

次に「施設毎のトン当たり処理単価の経年推移のグラフを年次成果報告書に添付してもらえぬか。」の御質問にお答えします。

各廃棄物処理施設とも、毎年度決算報告の資料である主要な施策の成果に関する報告書において直近 3 年のトン当たり処理単価を掲載しております。グラフ化との御要望でございますので、8 月に行います令和 4 年度決算報告の際に、グラフ化の検討を行ってまいりたいと思います。

次に「施設毎のトン当たり処理単価の県下の類似施設の比較表を年次成果報告書に添付してもらえぬか」との御質問にお答えいたします。

県下の廃棄物処理施設はいずれも処理方式や施設規模が本組合の施設と違っており、処理単価を客観的に比較することは困難であると考えます。従いまして、その比較表を当組合の決算資料に追加することも難しいと考えます。

次に「日本能率協会と四国生産性本部の診断と点検を受けたことはあるか。」の御質問にお答えします。

議員御承知の通り、一般社団法人日本能率協会とは日本産業界に対する経営革新の推進機関であり、人材育成をはじめ、組織づくり、ものづくり支援等組織のマネジメントをコンサルティングする企業向けの団体でございます。また四国生産性本部とは四国地域における生産性向上を推進する中核機関であり、四国内の大手企業をはじめ多くの企業が会員になっている団体でございます。

これら2つの団体による診断と点検とは、企業の経営診断等であることから、当組合では対象外との認識から診断を受けたことはございません。

最後に「職員研修を日本能率協会と四国生産性本部に派遣してはどうか」との御質問にお答えいたします。当組合ではすでに職員研修の場として、全国の自治体職員向けに様々な研修を行っております市町村アカデミーでの研修や、一般財団法人日本環境衛生センターが行っております廃棄物処理施設職員向けスキルアップ研修等に毎年参加し、最新の廃棄物行政の動向等知見を広めております。議員御提案の日本能率協会や四国生産性本部が主催する職員研修への職員派遣につきましては、現在受講中の職員研修では網羅できない研修メニューがございましたら、検討いたしたいと考えております。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（金崎大和君）

理事者の答弁は終わりました。再質問はございませんか。

19番竹林昌秀君。

○19番（竹林昌秀君）

匂い、騒音、振動、廃液、火が出る可能性。火事になってね、置いてある薬品が熱を帯びたら有毒ガスになって、消防団員が危ないんじゃないかな、なんて思う時もありますね。合成樹脂のプラスチック工場になんか行ったらそういう心配をしたりしますから、まあある薬品とかね、そういうものをよくよく点検して管理いただいたらと思います。公害が起きれば、広域行政もたまったもんじゃないから、入念な事務をされていると思いますけれども、まあ先輩がやっているのを見様見真似でやることになってしまいますね。安定運用に入ると、文献や基準、この基準からこの基準で運営せえということの点検を怠りがちですね。あれは慣れると怖い。火事が起きた後、各施設が、自分たちが、守るべき労働安全衛生の基準や公害防止の基準、施設が遵守すべき法令等をお勉強していただいて遵守していただいたらというのが私の希望であります。

それからですね、施設の効率だけやったんではいかなので、排出する水の質とかね、カラスが飛んでくるのがどれだけ減ったかとかね、観測指標はみなさま工夫して見つけていただいたら。私は地元を足で運んで見よりますよ。それは施設毎に独特のものがあって、何も厚労省が求めた基準だけじゃなくて、オリジナルを作ってもらったら。それが研究・探求心じゃないかなと思ったりもしますね。そしてですね、私のいらぬおせっかい、日本生産性本部や日本能率協会を使ったらどうか、清掃工場として、能率管理が行われるところは共通ですから、その辺導入するかどうかは事務方に検討していただいて、管理者会がどのような判断をされるかね、楽しみにしています。我が国の第二次産業、製造業は世界に勝つため、生産効率を上げ、的確な在庫管理と、製造業においては職人国家日本は大成功ですね。その背後に日本生産性本部と日本能率協会があったこと、これを広域の職員に知っていただいて、使えるものはなんでも使うんだ。役人の八十八手を使いこなしていただいて、どうやって解決するのかという手立てをですね、研究

せずには発展はない。余計ながら私の一般質問を終わりとさせていただきます。  
事務方の皆様、ご苦勞様でした。ありがとうございます。大変よく分かりました。

○議長（金崎大和君）

これで一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。  
これをもちまして、今期定例会は閉会といたします。御審議、お疲れ様でした。

~~~~~

〔午前 10 時 45 分閉会〕

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 123 条第 2 項による署名者

議 長 金 崎 大 和

副議長 山 下 康 二

議 員 中 野 一 郎

議 員 白 川 正 樹